

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年9月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年9月12日	有限会社堀運送(法人番号2350002004243)代表者堀義和	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和5年6月6日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	4点	4点
	宮崎県宮崎市細江3413-1	宮崎県宮崎市大字細江字長見通3413-1					